

新潟県条例第8号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(退職手当の <u>基本額の特例</u>)	(長期勤続後の退職の場合の退職手当の特例)
<p>第26条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26条」とする。</u></p>	<p>第26条 当分の間、<u>20年以上35年以下</u>の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。次条において同じ。))を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>第27条 当分の間、<u>36年以上42年以下</u>の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額</u>とする。</p>	<p>第27条 当分の間、36年の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前条の規定の例により計算して得られる額</u>とする。</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年新潟県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
<p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同</p>	<p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同</p>

じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～40 (略)

附則別表

(略)	
平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	(略)
平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	年3.4パーセント

じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟県条例第6号)附則第5項による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第19条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(職員の定年等に関する条例附則第5項による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第19条の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び新条例附則第17条の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに新条例附則第17条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び新条例附則第17条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～40 (略)

附則別表

(略)	
平成21年4月1日以後	(略)

平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	年4.0パーセント
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟県条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第7条並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第4項において</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第7条並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第4項において</p>

「条例第41号」という。)附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び附則第4項において「条例第93号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第6項、附則第7項、条例第41号附則第3項から第6項まで並びに条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 (略)

「条例第41号」という。)附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び附則第4項において「条例第93号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正後の条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則別表の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新条例」という。)附則第26条(新条例附則第28条及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。)及び第27条の規定の適用については、新条例附則第26条中「100分の87」とあるのは、「100分の95」とする。
- 3 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、「100分の95」とする。
- 4 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の95」と、「104分の87」とあるのは「104分の95」とする。